

公益財団法人金沢国際交流財団「本町交流スクエア」利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本町交流スクエア（以下「スクエア」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の対象者)

第2条 スクエアを利用することができる者は、イベント等を通じて、風俗、文化、習慣、宗教、言語など国境を越えて気軽に交流し合える情報交換の場とするため、次の各号に掲げる事業を行おうとする者とする。ただし、理事長が特別に認める場合は、この限りでない。

- (1) 読み聞かせ会の主催
- (2) 金沢市の姉妹都市の児童画展や開発途上国の子どもの写真展
- (3) CIRが訪問した小学校児童などによる感想文や児童画展
- (4) 近隣の小学校、幼稚園及び保育所の児童の作品展
- (5) 国際交流関係団体の活動紹介やイベント案内、留学生情報コーナー
- (6) 絵画展の開催
- (7) その他子どもに関わる多文化共生事業

(利用申請)

第3条 スクエアの利用の承認を受けようとする者は、公益財団法人金沢国際交流財団（以下「財団」という。）のスクエア利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、財団に申請しなければならない。

(申請書の受付期間)

第4条 申請書の受付期間は、イベント開催の1か月前までとする。

(利用承認書の交付)

第5条 財団は、スクエアの利用を承認したときは、スクエア利用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。

2 財団は、前項の利用を承認する際、必要な条件を付けることができる。

(利用時間及び利用日数等の制限)

第6条 スクエアの利用時間は、午前10時から午後8時までとし、利用日数は最高1ヶ月までとする。

(利用の承認の制限)

第7条 財団は、次の各号のいずれかに該当するときは、スクエアの利用を承認しないものとする。

- (1) 営利を目的とする事業に利用しようとする事業
- (2) 飲酒、飲食等を伴う事業
- (3) その他スクエアの利用に適さないと理事長が認めた事業

(利用の承認の取消)

第8条 財団は、第5条の規定によりスクエアの利用の承認を受けた者（以下利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、スクエアの利用の承認を取り消し、又は利用を停止することができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。
- (2) 第2条各号の事業以外の目的に利用したとき。
- (3) 利用の条件に違反したとき。
- (4) その他管理上必要があるとき。

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) スクエアの利用に際し、事前に利用方法その他必要な事項をうち合わせすること。
- (2) スクエアの利用を終了したときは、直ちに事務局に届け出て点検を受けること。
- (3) 許可を受けないで、壁、柱等に張り紙をし、または釘等を打たないこと。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。